

和気町自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱

平成 22 年和気町告示第 40 号

(目的)

第 1 条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、住民の生命、財産を地震、風水害等から保護するため、地域住民による自発的な防災活動を行う自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定め、自主防災組織の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「自主防災組織」とは、町内の行政区を単位として結成される防災を目的とした団体であつて、和気町自主防災組織設置届(様式第 1 号)による届出をし、町長が認めたものをいう。

2 前項の規定により結成された自主防災組織の名称を自主防災会とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費は、別表 1 に定める防災資機材を購入する経費及び別表 2 に定める防災訓練等に要する経費、別表 3 に定める指定緊急避難場所の停電対策工事に要する経費、別表 4 に定める備蓄品購入に要する経費とする。ただし、この告示に基づくもののほか、国、県等の公的補助金等を受けている場合は、補助対象経費からその金額を差し引くものとする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号により算出した金額とする。

- (1)別表 1 (第 3 条関係) に定める防災資機材を購入する経費に対する補助金の額は、補助対象事業費の 3 分の 2 以内とし、100,000 円を限度とする。ただし、100 円未満の額は切り捨てるものとする。
- (2)別表 2 (第 3 条関係) に定める防災訓練等に要する経費に対する補助金の額は、20,000 円を限度額とする。
- (3)別表 3 (第 3 条関係) に定める指定緊急避難場所の停電対策工事に要す

る経費に対する補助金の額は、補助対象事業費の3分の2以内とし、80,000円を限度とする。ただし、100円未満の額は切り捨てるものとする。

(4)別表4（第3条関係）に定める備蓄品を購入する経費に対する補助金の額は、補助対象事業費の2分の1以内とし。次の額を限度とする。100世帯未満の組織50,000円、200世帯未満の組織100,000円、200世帯以上の組織150,000円。ただし、100円未満の額は切り捨てるものとする。

2 第1項第1号に定める補助金の交付は、原則として1組織あたり年1回限りとし、当該交付を受けた年度の末日から起算して5年以内は、当該防災資機材を購入する経費に対する補助金の交付を受けることはできない。また、第1項第2号及び第4号に定める補助金の交付は、原則として1組織あたり年1回限りとする。また、第1項第3号に定める補助金の交付は、原則として1避難所あたり1回限りとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「補助事業者」という。)は、和気町自主防災組織活動支援事業補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、和気町自主防災組織活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、第5条の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(補助事業の中止等の届出)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速

やかにその旨を具体的な理由を付して町長に届け出なければならない。

(請求)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、和気町自主防災組織活動支援事業補助金交付請求書(様式第4号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求があつたときは、その内容の審査等を行い、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助決定の内容に違反したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (5) この告示に違反したとき。

(防災資機材の管理等)

第12条 補助金により取得した防災資機材の管理について、町は、一切の責任を負わないものとし、補助事業者は十分に注意を払い、防災資機材を維持管理するものとする。

2 補助事業者は、補助金により取得した防災資機材に防災用であることを明記しなければならない。

(譲渡禁止)

第13条 補助事業者は、補助金により取得した防災資機材を第三者に譲渡してはならない。

(返還)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 自主防災組織が解散したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により助成を受けたとき。
- (その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分		内容
防災資機材	初期消火用	街頭用消火器、消火器格納庫(取り付け費含む)、バケツ、消火器薬剤、小型動力ポンプ、ホース、放水補助器具、発電機等
	救出救助用	自動体外式除細動器(AED)、ヘルメット、バール、丸太、掛矢、斧、鋏、もっこ、なた、ペンチ、鉄線はさみ、ハンマー、一輪車、ロープ、ゴムボート、ツルハシ、リヤカー、ジャッキスコップ、はしご、脚立、エンジンカッター、テント、チェーンソー、ウインチ、救急箱、担架、防煙マスク、毛布、のこぎり等
	避難誘導用	ラジオ、無線機器(簡易で携帯用)、電池メガホン、標識板、標旗、強力ライト、発電機等
	給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
	その他	簡易資機材倉庫

別表 2 (第 3 条関係)

区分		内容
防災訓練等	防災訓練	消火訓練、救急救助訓練、救命・救護訓練、避難・誘導訓練、情報収集・伝達訓練、給食・給水訓練、避難所設営・運営訓練 その他町長が適当と認めたもの
	防災知識の啓発活動	防災に関する資料の作成及び配布、防災に関する映像等の上映会、防災講習会の実施、防災関連施設の視察 その他町長が適当と認めたもの

別表 3 (第 3 条関係)

区分		内容
指定緊急避難場所の停電対策	停電対策	指定緊急避難場所等に指定されているコミュニティハウス等への停電対策工事。その他町長が適当と認めたもの

別表 4 (第 3 条関係)

区分		内容
備蓄品	食料	飲料水、アルファ化米、クラッカー、レトルト食品。その他町長が適当と認めたもの
	生活必需品	マスク、毛布、災害用トイレ。その他町長が適当と認めたもの。